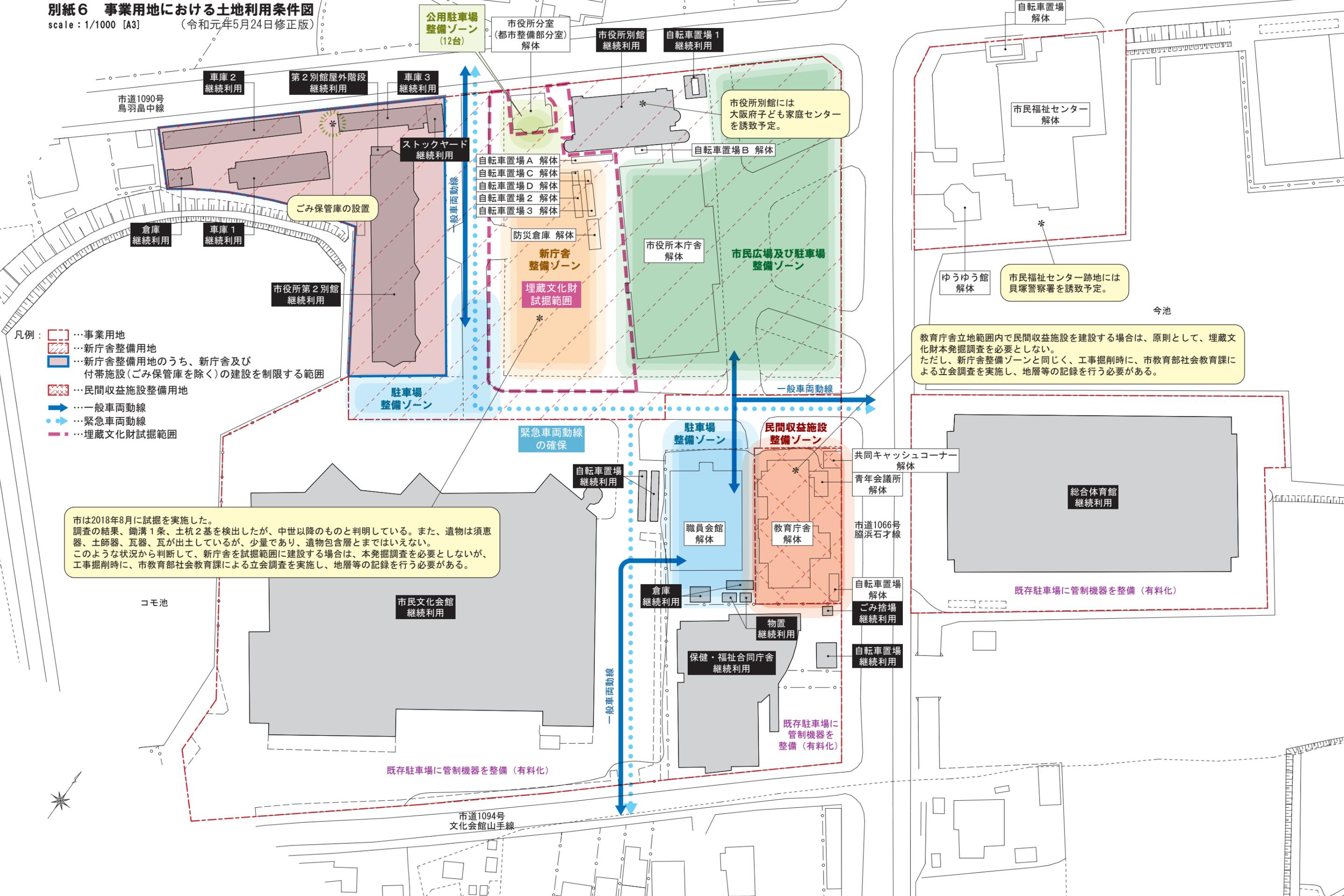


別紙6 事業用地における土地利用条件図
scale : 1/1000 [A3]
(令和元年5月24日修正版)



- 凡例 :
- 事業用地
 - 新庁舎整備用地
 - 新庁舎整備用地のうち、新庁舎及び付帯施設(ごみ保管庫を除く)の建設を制限する範囲
 - 民間収益施設整備用地
 - 一般車両動線
 - 緊急車両動線
 - 埋蔵文化財試掘範囲

市は2018年8月に試掘を実施した。調査の結果、鋤溝1条、土杭2基を検出したが、中世以降のものと判明している。また、遺物は須恵器、土師器、瓦器、瓦が出土しているが、少量であり、遺物包含層とまではいえない。このような状況から判断して、新庁舎を試掘範囲に建設する場合は、本発掘調査を必要としないが、工事掘削時に、市教育部社会教育課による立会調査を実施し、地層等の記録を行う必要がある。

市役所別館には大阪府子ども家庭センターを誘致予定。

市民福祉センター跡地には貝塚警察署を誘致予定。

教育庁舎立地範囲内で民間収益施設を建設する場合は、原則として、埋蔵文化財本発掘調査を必要としない。ただし、新庁舎整備ゾーンと同じく、工事掘削時に、市教育部社会教育課による立会調査を実施し、地層等の記録を行う必要がある。

既存駐車場に管制機器を整備(有料化)

既存駐車場に管制機器を整備(有料化)

既存駐車場に管制機器を整備(有料化)

